



山形県公報

平成18年5月23日(火)
第1743号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                                           |                 |
|-----------------------------------------------------------|-----------------|
| 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則..... | (人 事 課) ...772  |
| 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....           | ( 同 ) ... 同     |
| 山形県消費者保護条例施行規則の一部を改正する規則.....                             | (生活安全調整課) ... 同 |

### 告 示

|                                               |                      |
|-----------------------------------------------|----------------------|
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....                   | (最上総合支庁福祉課) ...774   |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....              | (庄内総合支庁福祉課) ... 同    |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... | ( 同 ) ... 同          |
| 漁業の免許.....                                    | (生産技術課) ... 同        |
| 土地改良区の定款変更の認可.....                            | (村山総合支庁農村計画課) ...775 |
| 土地改良事業の工事の完了に係る届出.....                        | (置賜総合支庁農村計画課) ... 同  |
| 同.....                                        | ( 同 ) ... 同          |
| 土地改良区の定款変更の認可.....                            | (庄内総合支庁農村計画課) ... 同  |
| 土地改良事業の工事の完了に係る届出.....                        | ( 同 ) ...776         |
| 道路の区域の変更.....                                 | (庄内総合支庁建設総務課) ... 同  |
| 同.....                                        | ( 同 ) ... 同          |
| 同.....                                        | ( 同 ) ...777         |
| 県道の供用の開始.....                                 | ( 同 ) ... 同          |
| 同.....                                        | ( 同 ) ... 同          |
| 県証紙売りさばき業務の廃止の届出.....                         | (出 納 局) ...778       |

### 教育委員会関係

#### 告 示

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 山形県教育委員会5月定例会の招集..... | 同 |
|-----------------------|---|

### 選挙委員会関係

#### 告 示

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 政治団体の設立.....       | 同   |
| 政治団体の届出事項の異動.....  | 779 |
| 政治団体の解散.....       | 780 |
| 政治団体の収支報告書の要旨..... | 同   |
| 同.....             | 781 |
| 同.....             | 782 |
| 同.....             | 783 |
| 資金管理団体の指定.....     | 784 |

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 資金管理団体の届出事項の異動..... | 785 |
| 資金管理団体の指定の取消.....   | 同   |

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告..... (公安委員会) ... 同

## 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年 5月23日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第77号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (平成18年 3月県条例第12号) 附則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成18年 5月24日とする。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 5月23日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第78号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (昭和43年 2月県規則第11号) の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 5月24日から施行する。

山形県消費者保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 5月23日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第79号

山形県消費者保護条例施行規則の一部を改正する規則

山形県消費者保護条例施行規則 (昭和51年 8月県規則第56号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県消費生活条例施行規則

第1条中「山形県消費者保護条例 (昭和51年 7月県条例第42号)」を「山形県消費生活条例 (平成18年 3月県条例第17号)」に改める。

第2条中「第15条第2号」を「第32条第2号」に改める。

第3条から第5条までの規定中「第15条」を「第32条」に改める。

第9条中「第16条第1項」を「第33条第1項」に改める。

第14条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項中第5号を第6号とし、同項第4号中「借受者又は訴訟代理人の住所又は氏名」を「消費者訴訟資金借用書の内容」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「訴訟代理人」を「訴訟代理人又は訴訟代理人の住所若しくは氏名」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 訴訟の請求の趣旨を変更したとき。

第15条及び第16条を次のように改める。

(知事に対する申出)

第15条 条例第34条第1項の規定により、知事に対して申出をしようとする者は、申出書（様式第7号）を提出しなければならない。

（身分証明書）

第16条 条例第35条第2項の証明書は、様式第8号によるものとする。

第16条の次に次の2条を加える。

（公表の方法）

第17条 条例第37条第1項の規定による公表は、県が提供する広報媒体その他の県民に広く周知できる方法により行うものとする。

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別記様式第1号（表）中「山形県消費者保護条例第15条」を「山形県消費生活条例第32条」に、「提起しようとする裁判所」を「提起しようとする又は提起された裁判所」に改める。

別記様式第4号から別記様式第6号までの規定中「山形県消費者保護条例施行規則」を「山形県消費生活条例施行規則」に改める。

別記様式第7号（表）中「山形県消費者保護条例（昭和51年7月県条例第42号）第21条第1項」を「山形県消費生活条例（平成18年3月県条例第17号）第35条第1項」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

（裏）

山形県消費生活条例抜すい

（立入調査等）

第35条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、期間を定めて、文書若しくは口頭による説明若しくは必要な資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者の事務所、工場、事業場、店舗、倉庫その他事業を行う場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による権限を行使する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別記様式第7号を別記様式第8号とし、別記様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第7号

申 出 書

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
申請者  
氏 名 印  
〔 法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名 〕

山形県消費生活条例第34条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

記

1 申出の趣旨（条例の規定に違反する事業者の事業活動の内容又は条例の規定に基づく措置が講じられていない事実）

2 求める措置の内容

3 その他参考になる事項

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第527号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年 5月23日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地  | 事業所の名称及び所在地                       | 廃止年月日      |
|----------------------|-----------------------------------|------------|
| 最上町<br>最上郡最上町大字向町644 | 最上町在宅介護支援センター<br>最上郡最上町大字向町43 - 1 | 平成18. 3.31 |

## 山形県告示第528号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年 5月23日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地            | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|------------------------------|------------------------|-------------|------------|
| 社会福祉法人 親和会<br>鶴岡市新海町 8 番33号  | 希望荘<br>鶴岡市高坂字仏供沢55番19号 | 共同生活援助      | 平成18. 4. 1 |

## 山形県告示第529号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成18年 5月23日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 |             | 障害福祉サービスの種類 | 変更年月日      |
|------------------------------|-------------|-------------|-------------|------------|
|                              | 変更前         | 変更後         |             |            |
| 社会福祉法人恵泉会<br>鶴岡市茅原町28番10号    | 鶴岡市立あおば学園   |             | 児童デイサービス    | 平成18. 4. 1 |
|                              | 鶴岡市藤沢字軽井沢68 | 鶴岡市宝町18番50号 |             |            |

## 山形県告示第530号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、漁業権の設定について、次のとおり免許した。

平成18年 5月23日

山形県知事 齋 藤 弘

| 免許番号       | 漁業の免許を受けた者            |                             | 漁業権の内容                                                           | 漁業権の免許年月日 |
|------------|-----------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------|-----------|
|            | 住所又は所在地               | 氏名又は名称                      |                                                                  |           |
| 内区<br>第11号 | 長井市成田1880番地の1         | 高橋保夫<br>外1名                 | 平成17年12月県告示第1175号(以下「告示」という。)第1項の表中公示番号内区第11号の免許の内容たるべき事項に記載のとおり | 平成18.5.1  |
| 内区<br>第12号 | 天童市大字高擲字東伊達城南1212番地の1 | 山形県内水面総合漁業協同組合<br>代表理事 青木 一 | 告示第1項の表中公示番号内区第12号の免許の内容たるべき事項に記載のとおり                            | 同         |

## 山形県告示第531号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。  
平成18年5月23日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
天童土地改良区
- 2 事務所の所在地  
天童市大字矢野目2100番地
- 3 認可年月日  
平成18年5月12日

## 山形県告示第532号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成18年5月23日

山形県知事 齋藤 弘

| 届出者の名称 | 地区名 | 事業の名称  | 工事完了年月日    |
|--------|-----|--------|------------|
| 高 畠 町  | 田 沢 | 基盤整備事業 | 平成18年3月31日 |

## 山形県告示第533号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成18年5月23日

山形県知事 齋藤 弘

| 届出者の名称 | 地区名 | 事業の名称  | 工事完了年月日    |
|--------|-----|--------|------------|
| 南 陽 市  | 鍋 田 | 基盤整備事業 | 平成18年3月31日 |

## 山形県告示第534号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。  
平成18年5月23日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
八沢川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市大山字中道92番 2
- 3 認可年月日  
平成18年 5月12日

山形県告示第535号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2 第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成18年 5月23日

山形県知事 齋 藤 弘

| 届出者の名称    | 地区名 | 事業の名称    | 工事完了年月日     |
|-----------|-----|----------|-------------|
| 庄内赤川土地改良区 | 松 根 | 基盤整備促進事業 | 平成18年 3月27日 |

山形県告示第536号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成18年 5月23日から同年 6月 5日まで縦覧に供する。

平成18年 5月23日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長        |
|---------------------------------|------|------------------|------------|
| 酒田市市条字横枕135番 2 から<br>同 33番 8 まで | 旧    | 33.0メートル<br>10.2 | メートル<br>40 |
| 同 上                             | 新    | 32.0メートル<br>10.2 | 同 上        |

山形県告示第537号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成18年 5月23日から同年 6月 5日まで縦覧に供する。

平成18年 5月23日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区              | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長   |
|----------------|---|------|----------|------|
| 酒田市山楯字南田1番10から |   | 旧    | 39.5メートル | メートル |
| 同 字沖フケ143番まで   |   |      | 20.0     | 80   |
| 同              | 上 | 新    | 同上       | 同上   |

## 山形県告示第538号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成18年5月23日から同年6月5日まで縦覧に供する。

平成18年5月23日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 砂越余目線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区               | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長   |
|-----------------|---|------|----------|------|
| 酒田市砂越字楯之内56番5から |   | 旧    | 22.4メートル | メートル |
| 同 86番16まで       |   |      | 22.2     | 16   |
| 同               | 上 | 新    | 23.4メートル | 同上   |
|                 |   |      | 22.2     |      |

## 山形県告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成18年5月23日から同年6月5日まで縦覧に供する。

平成18年5月23日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 345号
- 2 供用開始の区間 酒田市山楯字南田1番10から  
同 字沖フケ143番まで
- 3 供用開始の期日 平成18年5月23日

## 山形県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成18年5月23日から同年6月5日まで縦覧に供する。

平成18年5月23日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 砂越余目線
- 2 供用開始の区間 酒田市砂越字楯之内56番5から  
同 86番16まで
- 3 供用開始の期日 平成18年5月23日

## 山形県告示第541号

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成18年5月23日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名称及び代表者氏名                            | 所在地             | 売りさばき所の所在地 | 廃止年月日       |
|--------------------------------------|-----------------|------------|-------------|
| 株式会社ヤマコー商事<br>事業部<br>商事事業部長<br>五島 隆夫 | 山形市鉄砲町二丁目17番48号 | 同 左        | 平成18. 5. 31 |

教育委員会関係

## 告 示

## 山形県教育委員会告示第12号

山形県教育委員会5月定例会を次のとおり招集した。

平成18年5月23日

山形県教育委員会  
委員長 伊 藤 晴 夫

- 招集の日時 平成18年5月25日(木) 午後2時
- 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室

## 3 議 題

- (1) 山形県教員の大学院における研修に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (2) 山形県立博物館協議会委員の解任及び任命について
- (3) 教職員の人事に係る臨時専決処理の承認について

選挙管理委員会関係

## 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成18年5月23日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

その他の団体

| 政治団体の名称            | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地   | 届出年月日          |
|--------------------|---------|----------|--------------|----------------|
| 吉村和武を育てる会          | 吉 村 和 武 | 遠 藤 元    | 山形市あさひ町14-10 | 平成<br>18. 4. 3 |
| 山形県保険鍼灸・マッサージ師政治連盟 | 五十嵐 清 二 | 五十嵐 純 知  | 寒河江市丸内二丁目5-3 | 同<br>4.19      |



|          |        |        |                        |           |
|----------|--------|--------|------------------------|-----------|
| 山口文隆後援会  | 志田 豊   | 竹田 威 男 | 西置賜郡飯豊町大字椿3587番地       | 同<br>4.21 |
| かねこ幸夫後援会 | 加藤 孝 夫 | 兼古 美 喜 | 東田川郡庄内町吉岡字東北裏14<br>- 2 | 同<br>4.25 |

## 山形県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成18年5月23日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷

誠

## 政 党

| 政治団体の名称             | 異動事項      | 内 容       |           | 届出年月日          |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|----------------|
|                     |           | 新         | 旧         |                |
| 自由民主党川西支部           | 会 計 責 任 者 | 高 橋 建 一   | 横 山 明 博   | 平成<br>18. 4. 3 |
| 自由民主党羽黒支部           | 会 計 責 任 者 | 鈴 木 武 夫   | 小 野 寺 弘 一 | 同<br>4. 5      |
| 自由民主党山形県傷痍<br>軍人会支部 | 代 表 者     | 大 沼 富 太 郎 | 佐 藤 運 一   | 同<br>4.11      |
| 自由民主党山形県歯科<br>医師支部  | 代 表 者     | 佐 藤 博 嗣   | 林 獎       | 同<br>4.14      |

## その他の政治団体

| 政治団体の名称    | 異動事項       | 内 容         |                    | 届出年月日          |
|------------|------------|-------------|--------------------|----------------|
|            |            | 新           | 旧                  |                |
| 長 井 洋 山 会  | 主たる事務所の所在地 | 長井市舟場5 - 14 | 長井市栄町5 - 30<br>2 F | 平成<br>18. 3.30 |
| 衣袋しょうじ後援会  | 代 表 者      | 菅 間 正 浩     | 橋 本 與 治 右 衛 門      | 同<br>3.31      |
| 登坂直樹後援会    | 代 表 者      | 池 田 友 次     | 庄 司 幸 夫            | 同<br>4. 4      |
| 佐藤祐一を励ます会  | 会 計 責 任 者  | 佐 藤 祐 一     | 米 野 二 美            | 同<br>4. 6      |
| 明るい酒田・市民の会 | 会 計 責 任 者  | 荒 生 陽 子     | 高 山 英 夫            | 同<br>4. 7      |
| 鶴岡地区医師連盟   | 代 表 者      | 中 目 千 之     | 齋 藤 壽 一            | 同<br>4.10      |
| 川村正志後援会    | 会 計 責 任 者  | 川 村 弥 一     | 佐 藤 憲 一            | 同<br>4.13      |
| 大島慶久山形県後援会 | 代 表 者      | 佐 藤 博 嗣     | 林 獎                | 同<br>4.14      |
| 中原爽山形県後援会  | 代 表 者      | 佐 藤 博 嗣     | 林 獎                | 同              |

|           |           |         |         |           |
|-----------|-----------|---------|---------|-----------|
| 山形県歯科医師連盟 | 代 表 者     | 佐 藤 博 嗣 | 林 獎     | 同         |
| 酒田地区医師連盟  | 代 表 者     | 本 間 清 和 | 齋 藤 好 正 | 同<br>4.26 |
|           | 会 計 責 任 者 | 菊 池 章   | 野 崎 昭   |           |

## 山形県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成18年5月23日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体

| 政 治 団 体 の 名 称 | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|---------------|--------------|---------------|
| 齋藤孝雄後援会       | 解 散          | 平成17.11.30    |
| 荒生豊後援会        | 解 散          | 同 12.25       |
| 奥山知雄はげます会     | 解 散          | 平成18. 3.27    |
| 兼古幸夫後援会       | 解 散          | 同 4.24        |

## 山形県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成16年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年5月23日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

(その他の政治団体)単位:円

| 政治団体の名称                          | 佐藤伊左工門後<br>援会 | 兼古幸夫後援会  |
|----------------------------------|---------------|----------|
| 報告年月日                            | 18. 3.31      | 18. 4.24 |
| 収入総額                             | 0             | 0        |
| 前年繰越額                            | 0             | 0        |
| 本年收入額                            | 0             | 0        |
| 支出総額                             | 0             | 0        |
| 本年收入の内訳                          |               |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |               |          |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0             | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |               |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |               |          |
| 政党匿名寄附                           |               |          |
| 事業収入(内訳別掲)                       |               |          |
| 交付金収入                            |               |          |
| 借入金(内訳別掲)                        |               |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |               |          |
| 支出の内訳                            |               |          |
| 経常経費                             | 0             | 0        |
| 人件費                              |               |          |
| 光熱水費                             |               |          |
| 備品・消耗品費                          |               |          |
| 事務所費                             |               |          |
| 政治活動費                            | 0             | 0        |
| 組織活動費                            |               |          |
| 選挙関係費                            |               |          |
| 事業費                              | 0             | 0        |
| 機関紙発行事業費                         |               |          |
| 宣伝事業費                            |               |          |
| パーティー事業費                         |               |          |
| その他の事業費                          |               |          |
| 調査研究費                            |               |          |
| 寄附・交付金                           |               |          |
| その他の経費                           |               |          |
| 資産等の有無                           | 無             | 無        |

## 山形県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成17年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年 5月23日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

(資金管理団体) (その他の政治団体) 単位: 円

| 政治団体の名称                          | 奥山知雄はげます会 | 兼古幸夫後援会  |
|----------------------------------|-----------|----------|
| 報告年月日                            | 18. 3.22  | 18. 4.24 |
| 収入総額                             | 12,283    | 0        |
| 前年繰越額                            | 12,283    | 0        |
| 本年収入額                            | 0         | 0        |
| 支出総額                             | 0         | 0        |
| 本年収入の内訳                          |           |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |           |          |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0         | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |           |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |           |          |
| 政党匿名寄附                           |           |          |
| 事業収入(内訳別掲)                       |           |          |
| 交付金収入                            |           |          |
| 借入金(内訳別掲)                        |           |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |           |          |
| 支出の内訳                            |           |          |
| 経常経費                             | 0         | 0        |
| 人件費                              |           |          |
| 光熱水費                             |           |          |
| 備品・消耗品費                          |           |          |
| 事務所費                             |           |          |
| 政治活動費                            | 0         | 0        |
| 組織活動費                            |           |          |
| 選挙関係費                            |           |          |
| 事業費                              | 0         | 0        |
| 機関紙発行事業費                         |           |          |
| 宣伝事業費                            |           |          |
| パーティー事業費                         |           |          |
| その他の事業費                          |           |          |
| 調査研究費                            |           |          |
| 寄附・交付金                           |           |          |
| その他の経費                           |           |          |
| 資産等の有無                           | 無         | 無        |

## 山形県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成17年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年 5月23日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

(その他の政治団体) 単位: 円

| 政治団体の名称          | 齋藤孝雄後援会  | 荒生豊後援会   |
|------------------|----------|----------|
| 報告年月日            | 18. 3.29 | 18. 4.26 |
| 収入総額             | 74,410   | 0        |
| 前年繰越額            | 19,410   | 0        |
| 本年收入額            | 55,000   | 0        |
| 支出総額             | 66,300   | 0        |
| 本年收入の内訳          |          |          |
| 個人の党費・会費 金額      | 35,000   |          |
| 員数(人)            | 35       |          |
| 寄附(内訳別掲)         | 20,000   | 0        |
| 個人分              | 20,000   |          |
| (うち特定寄附)         |          |          |
| 団体分              |          |          |
| 政治団体分            |          |          |
| (寄附のうちあっせんに係るもの) |          |          |
| 政党匿名寄附           |          |          |
| 事業収入(内訳別掲)       |          |          |
| 交付金収入            |          |          |
| 借入金(内訳別掲)        |          |          |
| その他の収入(内訳別掲)     |          |          |
| 1件10万円未満のもの      |          |          |
| 支出の内訳            |          |          |
| 經常経費             | 4,600    | 0        |
| 人件費              |          |          |
| 光熱水費             |          |          |
| 備品・消耗品費          | 4,600    |          |
| 事務所費             |          |          |
| 政治活動費            | 61,700   | 0        |
| 組織活動費            | 61,700   |          |
| 選挙関係費            |          |          |
| 事業費              | 0        | 0        |
| 機関紙発行事業費         |          |          |
| 宣伝事業費            |          |          |
| パーティー事業費         |          |          |
| その他の事業費          |          |          |
| 調査研究費            |          |          |
| 寄附・交付金           |          |          |
| その他の経費           |          |          |
| 資産等の有無           | 無        | 無        |

## 山形県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成18年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年 5月23日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

（その他の政治団体）単位：円

| 政治団体の名称                          | 奥山知雄はげます会 | 兼古幸夫後援会  |
|----------------------------------|-----------|----------|
| 報告年月日                            | 18. 3.31  | 18. 4.24 |
| 収入総額                             | 12,283    | 0        |
| 前年繰越額                            | 12,283    | 0        |
| 本年収入額                            | 0         | 0        |
| 支出総額                             | 12,283    | 0        |
| 本年収入の内訳                          |           |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数（人）             |           |          |
| 寄附（内訳別掲）                         | 0         | 0        |
| 個人分<br>（うち特定寄附）                  |           |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>（寄附のうちあっせんに係るもの） |           |          |
| 政党匿名寄附                           |           |          |
| 事業収入（内訳別掲）                       |           |          |
| 交付金収入                            |           |          |
| 借入金（内訳別掲）                        |           |          |
| その他の収入（内訳別掲）<br>1件10万円未満のもの      |           |          |
| 支出の内訳                            |           |          |
| 経常経費                             | 12,283    | 0        |
| 人件費                              |           |          |
| 光熱水費                             |           |          |
| 備品・消耗品費                          | 12,283    |          |
| 事務所費                             |           |          |
| 政治活動費                            | 0         | 0        |
| 組織活動費                            |           |          |
| 選挙関係費                            |           |          |
| 事業費                              | 0         | 0        |
| 機関紙発行事業費                         |           |          |
| 宣伝事業費                            |           |          |
| パーティー事業費                         |           |          |
| その他の事業費                          |           |          |
| 調査研究費                            |           |          |
| 寄附・交付金                           |           |          |
| その他の経費                           |           |          |
| 資産等の有無                           | 無         | 無        |

## 山形県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成18年 5月23日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

| 届出者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地   | 代表者の氏名 | 届出年月日    |
|--------|-------|-----------|--------------|--------|----------|
| 吉村和武   | 県議会議員 | 吉村和武を育てる会 | 山形市あさひ町14-10 | 吉村和武   | 平成18.4.3 |

## 山形県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成18年5月23日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 異動事項  | 内 容                  |             |
|-----------|---------|-------|----------------------|-------------|
|           |         |       | 新                    | 旧           |
| 山科朝雄      | 山形県議会議員 | 公職の種類 | 山形県議会議員（候補者となろうとする者） | 山形県議会議員（現職） |

## 山形県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成18年5月23日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 公職の候補者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 指定取消年月日   |
|-----------|-----------|-----------|
| 奥山知雄      | 奥山知雄はげます会 | 平成18.3.27 |

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、これらの随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年5月23日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 (1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
更新時講習教本「交通の教則（運転者用）」及び「人にやさしい安全運転」  
年間数量 各 154,780冊程度  
更新時講習教本「安全運転自己診断」  
年間数量 75,210冊程度
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成18年4月1日
- (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地  
財団法人 全日本交通安全協会 東京都千代田区九段南四丁目8番13号

## (5) 随意契約に係る契約金額

「交通の教則(運転者用)」 152.250円  
「人にやさしい安全運転」 90.300円  
「安全運転自己診断」 10.605円

## (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

## (7) 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第10条第1項第1号該当

## 2 (1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量

運転免許証作成材料「カードベース」  
年間数量 179箱程度  
運転免許証作成材料「インクリボン」  
年間数量 107箱程度

## (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110

## (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成18年4月1日

## (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地

コニカミノルタアイディシステム株式会社 東京都新宿区新宿四丁目3番17号

## (5) 随意契約に係る契約金額

「カードベース」 98,910円  
「インクリボン」 136,500円

## (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

## (7) 随意契約による理由

特例政令第10条第1項第1号該当